

社会状況変化に対応した新庁舎整備の在り方について

令和4年12月

知多市総務部総務課

1 趣旨

令和元年6月に策定した知多市新庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定から3年以上が経過し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式の実践、自治体DXの推進、カーボンニュートラルの推進など、基本計画策定後に生じた様々な社会状況の変化を踏まえ、新たな庁舎の整備の在り方について検討

2 基本計画における目標とする庁舎像（令和元年6月策定）

人にやさしい庁舎	市民にひらかれた庁舎
年齢、性別、国籍や障がいの有無を問わず、 <u>全ての人にとって使いやすく、わかりやすい庁舎</u> とします。	市民が気軽に足を運び、にぎわいや交流が生まれ、情報発信の拠点となる、 <u>より市民にひらかれた庁舎</u> とします。
安心・安全な庁舎	効率性・機能性の高い庁舎
防災、災害対策の拠点となり、市民の情報を守る高いセキュリティ機能を備え、市民の暮らしを支える、 <u>安心・安全な庁舎</u> とします。	便利でわかりやすい窓口サービスなど、よりよい市民サービスを提供するとともに、 <u>環境にもやさしい</u> 効率的で機能的な庁舎とします。

3 基本計画策定後の社会状況の変化に対応する新庁舎整備の在り方

(1) 新たな感染症に対するリスクマネジメント

コロナ禍後の安心・安全な庁舎の実現のため、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症への事前対策としてのリスクマネジメントが求められている。

- 来庁者の待合スペース等は、感染症発生時の「密」回避を適切に行うことができるよう、必要なスペースを確保
- 感染症発生時を想定し、採光だけでなく換気を考慮して窓を配置

(2) 自治体DXの推進

コロナ禍を契機に、社会のデジタル化が進展し、行政手続のオンライン化が進められるとともに、新たな働き方に対応する執務スペースが注目されている。

- 行政手続のオンライン化が進む将来を見越した市役所（窓口）の市民サービス機能の導入を検討
- オンライン会議用のスペースなど、新たな働き方に対応する執務スペースを確保

(3) 便利でわかりやすい窓口サービスの実現

デジタル分野におけるオンライン申請等による行政サービスの向上に併せて、相談ニーズの増加への対応、高齢者等のデジタルデバインド対策のため、対面による窓口・相談機能の必要性も増している。

【窓口サービス】

- 対面による窓口・相談機能の向上を図るため、打合せスペース等を確保（可変性も担保）

- 庁外の行政機能を新庁舎に統合し、対面のワンストップ窓口の実現（当初計画から統合を予定していた下水道課に加えて、生涯学習スポーツ課、市民協働課（市民活動センター内）、ごみ対策課の一部を新庁舎に集約）

【相談窓口】

- 分野横断的に職員が協力し、柔軟に対応することができる窓口の整備
- 国の基準を踏まえ、必要とされる相談スペースの確保
- 庁外の専門職員を必要に応じて受け入れられる可変的なスペースの確保

(4) カーボンニュートラルの推進

本市は、令和3年8月に「ゼロカーボンシティちた宣言」を行い、第5次知多市庁内環境保全率先実行計画（平成31年3月策定）において、「施設の新築時には、建築物のZEB化を検討」することを表明している。

- 国の地球温暖化対策計画に準じ、ZEB Ready以上の導入を基本に、省エネルギー効率の高い設計を目指す。

(5) 迅速な災害対応のできる防災・災害対策拠点の実現

市庁舎は、防災・災害対策拠点として災害時の業務継続性と迅速な災害対応が求められる施設であることから、大規模な地震による市庁舎の損傷をできる限り小さくし、災害対応を迅速に行う必要がある。

- 庁舎は、大地震動に対する機能保持及び収容物の保全が特に必要な建築物であるため、免震構造を採用

4 新庁舎面積の見直し

上記3の検討内容を踏まえ、「社会状況の変化に対応して必要となる機能」を新たに見込み、最終的な新庁舎の面積を、以下のとおり見直しを実施

基本計画における新庁舎の想定面積

現庁舎から機能を移設する分（現庁舎の延床面積の20%削減を反映）	8,630㎡
新庁舎で機能を追加する分（防災関連機能、交流機能等）	670㎡
計	9,300㎡ ①

社会状況の変化に対応して必要となる庁舎面積の増加

内 容	追加面積
新たな感染症に対するリスクマネジメントや庁外の行政機能（新庁舎に統合）等 ※上記3の（1）から（3）への対応	約1,700㎡ ②

最終的な新しい庁舎の面積

新しい庁舎の面積 ①+②	約11,000㎡
--------------	----------

5 事業手法

(1) 新庁舎整備の事業手法等

新庁舎の整備手法は、刻々と変化する社会状況に対応することなどができる、従来方式（公共施工）を採用

また、新庁舎整備に係る設計業務、コンストラクション・マネジメント業務、オフィス環境整備支援業務を民間事業者へ委託予定

(2) 新庁舎の運営・維持管理

運営・維持管理業務については、引き続き、民間活力の活用について検討